

磐田市の不妊治療の助成制度について

磐田市こども若者家庭センター

☎ 0538-37-2012



磐田市では令和6年4月から先進医療分の治療費に加え、保険適用の一般不妊治療及び生殖補助医療の自己負担額に対しても助成を行います。

【不妊治療費助成制度の概要】

区分	保険適用となる治療		保険適用外の治療
	・ 一般不妊治療（人工授精） ・ 生殖補助医療（体外受精/顕微授精/男性不妊治療）		先進医療分
患者負担	7割分/保険適用（無料）	① 3割分/自己負担	② 全額/自己負担
助成額	助成枠を拡大した部分	最大8万円助成します！	最大10万円助成します！

対象の方

- ・ 夫又は妻の住所が磐田市内にある方
- ・ 不妊治療が必要と医師から診断を受け、令和6年4月1日以後に治療が終了した保険診療の不妊治療を受けたご夫婦
- ・ 夫婦のいずれも医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である方
- ・ 他市の助成を受けていない方※静岡県不妊治療費（先進医療）助成制度、高額療養費の給付を受けいる方は助成を受けることができます。適応を受けた後に申請をしてください。
- ・ 市税を完納している方

助成回数

- ・ 40歳未満の場合、43歳になるまで1子ごとに6回
 - ・ 40歳以上の場合、43歳になるまで1子ごとに3回
- ※子が生まれた場合の回数、金額の再設定あり

助成金額

- ・ 保険適用治療（一般不妊治療又は生殖補助医療）の場合は、1回の申請につき最大8万円
 - ・ 保険適用治療と先進医療を併用する場合は、1回の申請につき最大18万円
- ※補助率はともに10/10です。

申請書類

- ・ 不妊治療費助成金交付申請書
- ・ 不妊治療費受診等証明書
- ・ 不妊治療に係る医療機関発行の領収書及び診療明細書
- ・ 健康保険証の写し
- ・ 高額療養費、付加給付の給付を受けた者にとっては、当該給付に係る決定通知書の写し
- ・ 申請者名義の振込用通帳等
- ・ 事実婚に関する申立書・戸籍謄本 ※事実婚の方
- ・ 静岡県不妊治療費（先進医療）助成金交付決定通知書

※先進医療分を申請する場合（静岡県に申請をする場合は必ず市より先に静岡県へ申請をしてください。）

※高額療養費・付加給付の適応は事前に受けてください。

※ 申請書類は、一連の治療が終了した治療終了日（令和6年4月1日以降に治療終了）から1年以内に、磐田市こども若者家庭センター窓口（i プラザ2階）へ提出ください。